

【就業支援制度】

事業名	内容	担当課
新規漁業就業者総合支援事業	<p>就業・定着促進 長期研修支援(独立型) 独立自営を目指す研修生の指導者(主に個人)に、研修経費として、月最大28.2万円を助成(最長3年間) ※この制度を利用して、三崎漁協が研修生を募集している。(現在2名が研修中)</p>	産業建設課
新規就業者支援対策事業(補強) Iターン就農者等の定着支援	<p>(1) 農林漁業体験ステイ事業 / Iターン就農サポート事業補助金 …44歳未満 概ね5日間/助成30,000円以内 概ね10日間/助成60,000円以内 使途: 障害保険料、農家謝礼、本人支給</p> <p>(2) 実践研修助成金 ①～③から選択 ① 農の雇用事業…45歳未満、2年以内 月額97,000円(労働の対価として支給) ② 営農インターン推進事業…65歳未満、2年以内 農家子弟以外の場合/月額75,000円 ③ 青年就農給付金事業(準備型)…45歳未満、2年以内 年額1,500,000円(月額125,000円)</p> <p>(3) Iターン就農サポート事業補助金 月額6万円(年額72万円)</p> <p>(4) 青年就農給付金事業(経営開始型) …45歳未満、5年以内 年額 最大1,500千円(月額125千円)</p> <p>(5) Iターン就農サポート事業 (青年就農給付金事業協調補助)…45歳未満、3年以内 年額 50万円</p> <p>(6) 青年等就農資金 (農地購入費以外の資本装備)…45歳未満 無利子、限度額3,700万円、償還期間12年以内(据置5年以内)</p>	
奨学金返還者支援企業等補助事業	<p>企業等の事業主が常勤として雇用する従業員に対し、伊方町奨学金の返還を支援するための助成金を支給します。</p> <p>(1) 補助対象者 町内に事業所を有する法人格のある企業等の事業主</p> <p>(2) 補助金の額 伊方町奨学金の当該年度の返還金について、事業主が助成金として従業員に支払った額の4分の3に相当する額</p> <p>(3) 補助期間 同一の従業員について、新たに雇用された年度を含む5年間</p> <p>※現在、介護事業者等「3業者」を認定済み ※認定業者に就職することで奨学金の返還支援が受けられます。</p>	